

賃貸借契約書（参考例）

川越市（以下「発注者」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、次のとおり賃貸借契約を締結する。

1) 賃貸借物件 物件名・数量	
2) 契約期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
3) 賃貸借料	(月額賃貸借料) 金 円 (内 消費税及び地方消費税 円)
保守料	(月額保守料) 金 円 (内 消費税及び地方消費税 円)
及び 支払方法	(銀行名) (口座番号) (名義人)
4) 納入期限	令和 年 月 日
5) 保管場所	

契 約 条 項

(賃貸借物件)

第1条 受注者は頭書1)記載の物件(以下「物件」という。)を発注者に賃貸し、発注者はこれを借り受けるものとする。

(賃貸借契約期間)

第2条 賃貸借契約期間は頭書2)記載のとおりとする。

(賃貸借料及び支払い)

第3条 物件の賃貸借料は頭書3)記載のとおりとし、発注者は使用終了月分の賃借料を、その使用月末に受注者から書面による請求書を受領した後、30日以内に受注者へ支払うものとする。

(納入、据付及び調整)

第4条 受注者又は受注者の委託を受けた者は、装置を頭書4)記載の納入期限までに納入し、速やかに据え付け、かつ、発注者において装置を使用できる状態に調整を完了して発注者に引渡すものとする。

2 装置の据え付け場所は、納入期限までに発注者において受注者又は受注者の委託を受けた者の据え付け仕様にに基づき受け入れ準備を完了するものとする。

3 受注者は、装置に受注者の所有に属する旨の標識を付するものとする。

(物件の引渡)

第5条 発注者は物件を受領したときは、これを検査のうえ、物件借受書を受注者に発行するものとし、これをもって物件の引渡しとする。

2 発注者は物件を受領したときは、前項の引渡完了のときまで責任をもって保管する。

(物件の不具合)

第6条 物件にきず等の不具合があるときは、発注者は、書面で受注者に通知するものとする。

(物件の使用・保全)

第7条 発注者は物件を本来の用法に従い、その通常の業務のため善良な管理者の注意義務をもって使用する。

2 発注者は常に物件の検査、手入れ、部品の取替え等の整備を行い、物件を保全するものとする。

(物件の保守)

第8条 物件に対する保守が本契約に含まれているときは、受注者が責任をもってこれを行う。

(物件の原状変更)

第9条 発注者は、受注者の書面による承諾を得なければ、物件について、頭書5)記載の保管場所から移動し、他の物件を付着させ、その一部を除去し、若しくは取り替え、その他その模様替え若しくは改造により引渡し時の原状を変更してはならない。

(物件の滅失・毀損)

第10条 物件の滅失、盗難等、発注者が物件の占有を失ったとき、又は物件が損傷して修理不能となったときは、この契約は、終了する。

2 前項の事故が生じた場合(発注者の責めに帰すべき事由による場合に限る。)は、発注者は直ちに書面により受注者に通知するとともに、損害賠償として、発注者と受注者が協議して定めた額(以下この項において「損害金」という。)を受注者に支払う。ただし、受注者が第11条の保険金を受領したときは、発注者は、その金額を限度として損害金の支払を免れる。

(物件の保険)

第11条 受注者は物件に対し、賃貸期間中継続して受注者を被保険者とする動産総合保険に加入する。

2 保険事故が発生したときは、発注者は直ちにその旨を受注者に通知するとともに、保険金受取に必要な一切の書類を受注者に交付する。

(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者が民法第542条第1項及び第2項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 1) 受注者の責めに帰すべき事由により、契約期間の始期を過ぎても物件の引渡しをしないとき、又は引渡しを完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
 - 2) 契約の締結または履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - 3) この契約の条項又はこれに基づく仕様書に著しく違反したとき。
 - 4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 5) 仮差押え、差押え、仮処分、競売、強制執行若しくは滞納処分を受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
 - 6) 手形又は小切手の不渡り、支払停止その他財産上の悪化又は信用不安が生じ、相手方において本契約の継続が困難と判断されたとき。
 - 7) その他前各号に準ずる本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。
- 2 発注者は、受注者がこの契約のいずれかの条項に違反し、その債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 3 前2項の規定により契約を解除した場合は、発注者は、受注者に対し損害賠償を請求することができるものとし、その額は発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

（予算の減額又は削除に伴う解除）

第13条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を解除することができる。

- 2 前項により契約を解除した場合は、受注者は相手方に対し損害賠償を請求することができるものとし、その額は発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

（物件の返還）

第14条 賃貸借期間が満了したときは、発注者は直ちに物件を受注者の指定する場所に送付して返還するものとし、これに要する費用については受注者が負担する。

- 2 発注者が物件を直ちに返還しない場合は、受注者又は受注者の代理人は物件をその保管場所に立ち入って回収することができる。この場合、物件の回収に要した費

用は発注者が負担する。

- 3 返還の時の物件が引渡しの際の原状と異なるときは、発注者は物件の自然の損耗と第9条によって受注者が認めたものを除き、原状に回復するものとし、その費用は発注者が負担する。

(秘密の保持)

- 第15条 受注者の社員又は受注者の委託を受けた者は、本件契約に関し知り得た発注者の業務上の内容を第三者に漏らしてはならない。

(協議)

- 第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行に疑義を生じた場合は、発注者と受注者とが協議して円滑に解決を図るものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自1通を所有する。

令和 年 月 日

川越市元町1丁目3番地1
発注者 川越市
川越市長 印

受注者 印